行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 槻の木高等学校 | 学校食堂営業及び自動販売機の設置に係る行政財産使用許可（以下「当該許可」という。）において、以下の不備があった。１　使用期間及び使用料額の誤り申請者から２件の行政財産使用許可申請書が提出されたが、行政財産使用許可書を１件で作成し、２件の申請のうち１件について、申請された使用期間と異なる期間で許可していた。また、使用料の額については、自動販売機の設置に係る額が算入されておらず、建物の一部（食堂の営業）の使用に係る額については日割りによる算出が誤っているとともに消費税相当分が加算されていなかった。（申請内容）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 使用する物件 | 使用目的 | 使用期間 |
| 申請書 | 自動販売機２台（屋外設置１台１㎡未満） | 自動販売機の設置 | 令和５年９月26日から令和６年３月31日まで |
| 申請書 | 建物の一部・103.2㎡ | 食堂の営業 | 令和５年10月３日から令和６年２月29日まで |

（許可書の内容）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 数量 | 許可期間 | 使用料 |
| （注１）建物・自動販売機（0.5㎡以上１㎡以下） | 103.2㎡・自動販売機２台 | 令和５年９月26日から令和６年３月31日まで | （注２）128,000円 |

２　許可手続の誤り行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書を提出させなければならないが、当該許可については食堂運営事業者募集時の応募申込書等により手続を行っていた。（許可書の内容）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 数量 | 許可期間 | 使用料 |
| （注１）建物・自動販売機（0.5㎡以上１㎡以下） | 103.2㎡・自動販売機２台 | 令和６年４月１日から令和11年３月31日まで | 364,600円 |

３　公有財産台帳の登載誤り　行政財産の使用許可の更新及び新規について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| （注１）建物・自動販売機（0.5㎡以上１㎡以下） | 103.2㎡及び自動販売機２台 | 学校食堂営業及び自動販売機設置 | 562,600円 | （注３）令和２年６月15日から令和５年９月25日まで |
| （注１）建物・自動販売機（0.5㎡以上１㎡以下） | 103.2㎡及び自動販売機２台 | 学校食堂営業及び自動販売機設置 | （注２）128,000円 | 令和５年９月26日から令和６年３月31日まで |
| （注１）建物・自動販売機（0.5㎡以上１㎡以下） | 103.2㎡及び自動販売機２台 | 学校食堂営業及び自動販売機設置 | 364,600円 | 令和６年４月１日から令和11年３月31日まで |

（注１）種別に記載の自動販売機は屋外設置のため、正しくは「土地」。また、自動販売機（0.5㎡以上１㎡以下）は、正しくは、（0.5㎡以上１㎡未満）（注２）使用料128,000円は、建物の一部（食堂の営業）に係る日割りによる使用料であり、自動販売機設置に係る使用料は含んでいない。また、当該使用料は日割りによる算出が誤っているとともに消費税相当分が加算されていない。（注３）使用許可の廃止届が提出されていたが、公有財産台帳では、許可期間が「令和２年６月15日から令和７年３月31日まで」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【大阪府公有財産規則】(使用許可の申請手続)第24条　行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書(様式第四号)を提出させなければならない。（略）(使用許可書の交付等)第25条　行政財産の使用の許可を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した行政財産使用許可書を申請者に交付しなければならない。ただし、行政財産の種類及び使用態様に応じ、その記載事項の一部を省略することができる。１　使用を許可する物件２　使用の目的及び期間並びに使用上の制限３　使用料及び光熱水費等の負担（以下略）(使用料)第26条　行政財産使用料条例(昭和39年大阪府条例第６号。以下「使用料条例」という。)第３条に規定する知事が定める使用料の額の基準は、使用期間一年につき、次に定める算式により計算した額とする。二　建物(当該建物の価額×(6／100)＋当該建物の建面積部分の土地の価額×(3／100))×(当該建物のうち使用させる部分の面積／当該建物の延べ面積)３　使用期間が一年に満たない場合又は使用期間に一年未満の端数がある場合の使用料の額の基準は、第一項の規定による額を日割りによって計算した額とする。第27条　前条の規定により難い場合における使用料の額の基準は、知事が別に定める。第27条の２　建物及び使用期間が一月に満たない土地の使用その他の知事が別に定める行政財産の使用に係る使用料の額の基準は、前二条の使用料の額(中略)に百分の百十を乗じて得た額とする。この場合において、十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。【公有財産規則第２７条及び第３４条の規定による使用料及び貸付料の額の特例】３　公衆電話、タクシー呼出電話、構内電話及び自動販売機に対する公有財産の使用料及び貸付料の額の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 単　位 | 使用料又は貸付料 |
| 自動販売機 | 面積0.5平方メートル以上１平方メートル未満のもの | 1台1年につき | 17,300円　 |

備 考① 年度の途中において使用させ、又は貸し付ける場合の当該年度の使用料又は貸付料は、使用又は貸付けの月から月割りをもって徴収するものとする。６　高等学校、高等専門学校及び高等職業技術専門校の一部を食堂及び売店として使用させる場合並びに警察施設の一部を食堂、理髪室、売店及び喫茶室として使用させる場合の使用料の額の基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 建物単価土地単価 | ５万円未満 | ５万円以上7.5万円未満 | 7.5万円以上10万円未満 | （略） |
| 10万円未満 | 円1,200 | 円1,700 | 円2,200 |  |
| 10万円以上15万円未満 | 1,400 | 1,900 | 2,400 |  |
| （略） |  |  |  |  |

【公有財産規則第27条の２及び第34条の２の規定による知事が定める財産の使用　平成３年９月30日管財第253号】１　規則第２７条の２に規定する知事が定める行政財産の使用⑴　行政財産である建物の使用（住宅としての使用を除く。）(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月22日）